

新潟県条例第48号

建築士法の特例等に関する条例の一部を改正する条例

建築士法の特例等に関する条例（昭和59年新潟県条例第34号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)					
4 法第23条第1項 又は第3項の規定 により1級建築士 事務所について登 録を受けようとする者	1級建築士事務所登録手数料	1件につき <u>23,000円</u>	4 法第23条第1項 又は第3項の規定 により1級建築士 事務所について登 録を受けようとする者	1級建築士事務所登録手数料	1件につき <u>17,000円</u>
5 法第23条第1項 又は第3項の規定 により2級建築士 事務所又は木造建 築士事務所について登 録を受けようとする者	2級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	1件につき <u>22,000円</u>	5 法第23条第1項 又は第3項の規定 により2級建築士 事務所又は木造建 築士事務所について登 録を受けようとする者	2級建築士事務所又は木造建築士事務所登録手数料	1件につき <u>12,000円</u>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。